平成２８年（フ）第５６号
広島市南区荒神町１番５―202号
債務者　福湯惠美子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
佐賀市鍋島町大字八戸溝214番地９
債務者　モード宮原こと　宮原　広尚
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
岩手県北上市里分６地割102番地５
債務者　高橋　千秋
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１０号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地７　県営天下田アパート１号棟21号
債務者　菊池　　淳
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１１号
岩手県花巻市末広町５番11号　ベルディ末広205号
債務者　大倉奈穂子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７号
秋田県鹿角市花輪字三日市77番地５、前住所秋田県鹿角市花輪字上野馬場31番地６
債務者　杉山　貴士
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第２０号
長野県松本市大字惣社431番地１
債務者　市川　　博
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第９号
山口県宇部市大字上宇部2544番地２リバータウンＧ棟20号
債務者　藤田　健二
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１２号
山口県宇部市大字東須恵2995番地１　伊東ハイツ101号
債務者　谷岡　正芳
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９号
群馬県桐生市相生町１丁目452番地　星野ハイツ101号室
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第９３９号
神戸市中央区下山手通７丁目４番８号フェニックスハイツ山手503号
債務者　チャングェン則子（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７号
神戸市東灘区田中町３丁目６番13号　甲南ＫＤマンション２階Ｄ号
債務者　花﨑　友香（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３号
神戸市長田区西山町４丁目６番４号あけぼの荘202号
債務者　塚本　誠一
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９号
神戸市中央区日暮通２丁目２番３号第５六甲センタービル401号
債務者　片岡　慎悟
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番11―103号、前住所京都府京都市左京区修学院犬塚町12番地１　グランドメゾン修学院Ⅰ―104
債務者　金井弓代こと　尹　　弓代
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
鳥取県鳥取市北園２丁目140番地２　県住２―103号
債務者　坂口　行昌
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市東今在家167番地２、旧住所鳥取県鳥取市岩倉467番地15　雇用促進住宅１―503号
債務者　山内　紀彦
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
鳥取地方裁判所民事部